

設置場所	設置場所の具体例	可否	太陽光発電設備の設置場所ごとの考え方
上屋	上屋（料金所、電気室、トイレ等）	設置可	・上屋の設置目的を妨げないことを確認した上で、太陽光発電設備の施工や点検、維持管理が可能な場合は、 <b>上屋に太陽光発電設備の設置が可能</b> である。
中央帯、未利用地等	中央帯、未利用地、連結路附属地、事業未着手用地、高架の道路の路面下 等	設置可	・道路交通や維持管理、事業進捗等に影響がない場合は、 <b>中央帯や未利用地等に太陽光発電設備の設置が可能</b> である。 ・ただし、太陽光パネルが太陽光等を反射することで運転の妨げになったり、破損の際に交通に影響を与えたりしないように留意の上、日常点検時や災害時に活用する場所、今後の事業進捗に応じて使用する場所等、他の用途の使用が想定される場所においては、使用用途への影響を考慮する必要がある。
主な道路附属物	道路情報管理施設 等	条件付可	・道路附属物に求められる機能の確保や道路附属物本体、道路利用者に及ぼす影響を考慮して、 <b>一体的な設計などの適切な措置を行った場合は、設置が可能</b> である。 ・ただし、道路附属物に求められる性能を満たさなくなる懸念や、点検や維持管理への影響、落下した際の交通に支障を及ぼす影響などに留意する必要がある。
主な道路構造物	遮音壁、ルーバー 等	条件付可	・遮音壁やルーバーに求められる機能の確保や、構造物本体や道路利用者に及ぼす影響を考慮して、 <b>一体的な設計などの適切な措置を行った場合は、設置が可能</b> である。 ・ただし、設置する場合には、遮音壁やルーバーに求められる性能を満たさなくなる懸念や、点検や維持管理への影響、落下した際の交通に支障を及ぼす影響などに留意する必要がある。
	橋梁	原則不可	・通常時、災害時の巡回・点検などの維持管理に支障が出る懸念、太陽光発電設備が損傷した場合の道路の通行に支障が出る懸念、また、太陽光発電設備が破損・落下等した場合には道路交通への影響だけでなく交差物件の機能に影響を与える懸念などがあることから、 <b>原則として、太陽光発電設備を設置しない</b> 。 ・なお、橋梁に設置する場合は、橋梁や道路利用者に及ぼす影響を考慮し、適切な措置を講じる必要がある。
	道路土工構造物		・斜面の安定性が損なわれる懸念や、通常時、災害時の巡回・点検などの維持管理に支障が出る懸念、太陽光発電設備が損傷した場合に道路の通行に支障が出る懸念などがあることから、特定土工構造物、被災リスクの高い土工構造物（過去に被災履歴がある盛土、旧河道や埋め立て地、水辺に接する盛土等）、道路本線・IC・ランプに面する道路土工構造物は、 <b>原則として、太陽光発電設備を設置しない</b> 。 ・なお、土工構造物に設置する場合は、健全性に問題が生じて道路本線の交通機能や周辺施設に影響を及ぼさない場所に限るとともに、道路土工構造物や道路利用者に及ぼす影響を考慮し、適切な措置を講じる必要がある。
車両や歩行者等の交通又は車両の駐車の用に供される場所	歩道等、駐車場 等	条件付可	・ <b>歩道等</b> については、道路利用者の安全や円滑な通行、有効幅員を確保した場合は、 <b>設置が可能</b> である。また、 <b>駐車場</b> については、駐車場の利用に支障がない場合は、 <b>設置が可能</b> である。 ・ただし、車路、駐車枠等を減少させて設置する場合は、地域の駐車需要を満足するよう留意する必要がある。
	車道	設置不可	・ <b>車道</b> に太陽光発電設備を設置することは、建築限界の規定に反するため、 <b>太陽光発電設備を設置しない</b> 。

※ 道路構造物・道路附属物と太陽光発電設備を一体的に設計したものを道路区域内に設置することはこの限りではない。

※ 路面太陽光発電設備の設置は、今後、性能確認試験を実施して課題等を確認予定であり、現時点では設置しないものとするが、今後の検討結果を踏まえ、必要に応じて本文書に追記する。